

平成 2 4 年度

定期監査報告書

下諏訪町監査委員

24監委第21号
平成24年12月25日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長 濱 章 吉 様
下 諏 訪 町 教 育 委 員 会 委 員 長 高 木 清 知 様
下 諏 訪 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 田 中 良 治 様
下 諏 訪 町 農 業 委 員 会 会 長 林 信 夫 様
下 諏 訪 財 産 区 議 会 議 長 菅 沼 一 幸 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員
星 野 岳 生
中 山 透

平成24年度定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び下諏訪町監査委員条例（昭和49年町条例第21号）第2条の規定に基づき、平成23年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

目 次

	ページ
1 定期監査日程	1
2 現地監査日程	1
3 監査の対象及び方法	2
4 監査の結果	2
5 監査の所見	3
6 平成23年度定期監査結果（所見）と措置状況	5

1 定期監査日程

平成24年度定期監査日程表

月 日	曜日	時 間	課 等 名	場 所 等
10月30日	火	午前 9時00分 から	税 務 課	全員協議会室
		午後 1時15分 から	総 務 課	
10月31日	水	午前 9時00分 から	住 民 環 境 課	全員協議会室
		午後 1時15分 から	健 康 福 祉 課	
11月12日	月	午前 9時00分 から	消 防 課	消 防 署
		午前 10時00分 から	産 業 振 興 課	第4委員会室
11月13日	火	午前 9時00分 から	会 計 課	第4委員会室
		午前 10時00分 から	建 設 水 道 課	
11月14日	水	午前 9時20分 から	さくら保育園	各 施 設
		午前 10時30分 から	下諏訪社中学校	
		午後 1時30分 から	下諏訪北小学校	
		午後 3時00分 から	ハイム天白	
11月15日	木	午前 9時00分 から	議 会 事 務 局	第4委員会室
		午前 10時00分 から	教 育 こ ど も 課	

2 現地監査日程

現地監査日程表

月 日	曜日	監 査 箇 所	時 間	関係課等
11月14日	水	旦過の湯	午前8時50分から	下諏訪財産区

3 監査の対象及び方法

平成24年度の上半期（4月～9月）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、下記の指定資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合等と併せて関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

また、工事現場等に出向き関係職員から説明を受け現地検証を実施した。

さらに、前年度の監査指摘事項に係る措置状況の報告を受け、再確認をした。

○指定資料

- ① 職員配置・事務分掌
- ② 書類目録
- ③ 予算執行状況＜歳入・歳出＞
- ④ 工事実施状況
- ⑤ 公有財産増減状況（土地及び建物）＜取得・処分＞
- ⑥ 備品購入・不用決定（所管換）状況
- ⑦ 業務委託状況
- ⑧ 主な行事等の状況
- ⑨ 重点施策の進捗状況
- ⑩ 主な業務概要・事務事業実績
- ⑪ 賄材料費の業者・月別支払額一覧表
- ⑫ 前回監査の状況及び指摘事項の処理状況
- ⑬ その他 ・ 保育園関係 ・ 学校関係 ・ 水道事業関係
- ⑭ 各課添付資料

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められた。しかし、一部事務処理に検討・改善を要する事項が認められたので、次に記述する所見を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での指導も併せて行った。

5 監査の所見

(1) 予算の執行状況について

平成24年9月末現在の歳出計算書に関し、各事業別・節別の執行率が10%未満で予算残額が100万円以上のものについて担当係に今後の執行予定を聴取したところ今後の状況によって不用額となる可能性があるものもあるが、概ね年度内に支払予定であるとの回答を得た。

(2) 町税等の徴収事務について

昨今の景気低迷により町税等の納付が困難な状況にある納税者が減少せず、徴収事務担当課にはご苦勞をいただいているところである。前年同様、町税の他、料金等も含めた全課対応での集中滞納整理も行われており、成果がみられる。

滞納繰越分の収納に関しては、前期収納が進んだことにより更なる徴収が難しいとのことであるが、引き続き対応をお願いしたい。

(3) 水道事業、下水道事業、財産区温泉料の未収状況について

水道料金等の利用料は特定の者が重複して滞納する傾向にある。現在、担当部署では利用者の状況に応じた柔軟な対応をとっているが、今後の経済状況によっては未収金が過大になることも予想されるので適切な管理をお願いしたい。

(4) 施設預り金銭等の管理について

町営の福祉施設で入所者の現金預金を保管しているが、内部牽制を考慮して定められた手続きに従い良好に管理されていた。今後も引き続き確実な処理をお願いしたい。

(5) 関係団体会計受託業務について

関係団体の会計及び資金の管理業務を代行している部署があるため、可能な限り当該団体に業務を移管するよう提言している。当期は3団体の会計業務を返上移管したため、9月末では31団体の管理業務を代行している。

関連団体は当町とは別個の会計主体であるが、町職員が代行処理をしているため、監査委員の定期監査においては部署内の会計・資金管理の牽制の状況を確認するほか、9月末の預金帳簿残高と預金通帳残高の照合を行った。一部、上席者が査閲した形跡が明確に残されていない部署があったため、対応を依頼した。

(6) 低入札価格工事について

当上半期に調査基準価格を下回った低入札工事は16件あり、うち予定価格1,000万円以上は2工事で低入札価格調査委員会が開催され、残り14件は1,000万円未満の工事であった。16工事とも所定の手続きを経て落札が承認され、工事品質確保のための手続きが行われている。

(7) 業務委託契約の集約化について

多数の部署が維持管理、保守点検等の同種の業務を委託する場合、総務課が取りまとめて一括して入札や随時契約の対象としており、契約価格を下げる工夫がなされている。

一方で同種の業務を委託する部署が少ないときには、競争入札、随意契約により結果的に同一取引先への個別発注となる事例が散見される。

担当課を超えて契約内容を一契約にまとめることで価格交渉力を高めることができる可能性があると考えられるため、その可否を検討されたい。

(8) 給食食材発注先について

町が運営する施設で給食を提供しているものに保育施設3園、学校4校、福祉施設1か所がある。町内には複数の施設に対して安定的にきめ細かな食材提供ができる業者が限られており、近隣市、諏訪圏域外の業者に依存せざるを得ない状況にある。

安心、安全な食材の確保、および地元活性化のためにも町内業者(または組合)の育成について検討をお願いしたい。

(9) 文書管理について

文書取扱主任者の管理のもと概ね適正に処理されていた。業務の変化に応じて新たに文書として登録保管すべきものがあること、一部鉛筆書きされている部分があること、決裁文書の修正箇所修正者印が失念されたものがあること等の細かい指摘事項があるので、処理を徹底願いたい。

また、個人情報が含まれる文書管理については、保管体制の充実、強化をお願いしたい。

景気が長期的に低迷し、人口減や少子高齢化社会も進行している。今後更に社会資本の更新、整備も必要となるので一層効率的かつ効果的な行財政運営を進め、住民ニーズに応えることを希望する。

6 平成23年度定期監査結果（所見）と措置状況

（監査の所見）

(1) 予算の執行状況について

平成23年9月末現在の歳出について、各事業別・節別の執行率が10%未満で予算残額が100万円以上のものにつき担当係に今後の執行予定を聴取した結果、年度内の支払い予定が組み込まれているとの回答を得た。

(2) 町税等の徴収事務について

町税等の徴収に関して、諸施策により滞納が生じにくい環境整備の努力が継続して行われており、その効果は過年度分のみならず特に現年分に表れている。

町税の滞納者は利用料等も滞納となる事例が散見されるが、その対策として税務課と関係課とで連携した徴収活動が行われ、特に当年の8月に実施した滞納整理では昨年以上の効果が上げられている。今後とも、徴収事務に注力されることを希望する。

（措置状況）

今後も事業の進捗状況を把握しながら適正な予算執行に努めます。

平成22年度から国保税を含む町税及び税外収入金の収納対策として、関係係長による収納推進本部、関係係長等による収納対策推進委員会を設け、その核となる収納対策室を税務課に設置して、課を越えた連携による収納対策を進めてまいりました。

国保税を含む町税については、関係課の協力を得て、出納閉鎖前一斉・全課一斉・夜間集中滞納整理を実施するとともに、コンビニ収納の実施、休日納税相談窓口の開設、現年課税分の定期的な電話催告等により、滞納の発生予防にも努め、地区分担制による滞納者との折衝率の向上と生活実態等の把握を進め、担税力があるにもかかわらず納付意志のない滞納者に対しては、差押による換価も図る中で、平成22年度においては、収納率の向上等一定の成果を上げることができました。23年度についても収納状況は順調で、更なる収納率の向上が期待できるところです。

税外収入金については、一斉・集中滞納整理の際に合わせて徴収を行うだけでなく、滞納情報を一元化する中で、その活用を図ることで、より効果的な収納対策を進めております。

23年度からは、滞納事案のうち大口・困難案件について精査し、長野県滞納整理機構への移管も行っており、今後も有効活用を進めてまいります。また、差押物件の公売等も含め、滞納整理・滞納処分の充実を図る中で、より効果的な収納対策を進めてまいります。

(3) 基金の貸付金の状況について

資金の貸付けられている基金として「下諏訪町奨学金」、「下諏訪町善意銀行」基金がある。いずれの基金も各人別の貸付残高は比較的少額であるが、回収遅延のものも見受けられる。

貸付債権は私法上の債権として分類されるため、それに応じた適切な対応策を検討されたい。

遅延者に対しては、電話・訪問による催促を強化し、状況に応じて勤務先への訪問も行っています。

また、回収が厳しい状況にある者（収監中、自己破産、居住地不明）へは、引き続き追跡調査を行い、法的措置も検討していきます。（奨学金）

回収遅延者に対しては、催告書の送付、電話催告等を行い回収に努めます。

また、貸付債権の時効（民法規定10年適用）に沿い適正な事務処理に努めます。（基金）

(4) 保育園料の未収状況について

保育サービスは、利用者が選択し受益内容が明確であるため、保育料の徴収には特に公平性が確保されるべきと考える。保育料は公法上の債権で消滅時効の期間は5年であるが、通常は消滅時効期間前に園児が進級、卒園するため、滞納者に対しては段階的に対応し、未収額が多額とならないよう対応策を検討されたい。

在園中に滞納が発生しないよう、現場と事務が連携し、こまめな対応に努めます。卒園世帯に対しては、早急かつ計画的な対応に努めます。

(5) 施設預かり金銭等の管理について

町営の福祉施設で入所者の金銭等を保管・管理しているが、内部牽制を考慮した手続きが定められ、それに従い運用されていた。今後も引き続き確実な処理をお願いしたい。

今後も適正な処理に心掛けます。

(6) 関係団体会計受託業務について

関係団体の会計及び資金の管理業務を行っている部署があるが、可能な限り当該団体に業務を移管することが望まれる。当町の部署が業務を行う場合、関係団体との取引関係を明確にするとともに、部署内の管理業務に索制を働かせる必要がある。なお、関係団体の通帳保管者と銀行取引印の保管者が同一者となっているケースがあるので、それぞれ別の者が管理するようにすべきである。

関係団体の事務局を町で行っており、町の施策を町に代わり事業推進しているので事務局移行は難しいが、今後とも、関係団体事務局と規約の改正、会計処理等について話し合いを持ち、団体の自立に向け検討したいと考えてます。

なお、通帳保管者と銀行取引印の保管者が同一者にならないよう、課長会を通じて徹底いたします。

(7) 出勤簿について

職員は出勤したとき、直ちに出勤簿に自ら押印することとされ（職員服務規程第4条）、その記載方法も詳細に定められている。出勤簿は、勤務形態の異なるすべての職員が同一様式を使用しており、出勤・退勤の時刻の記載欄があらかじめ印刷されていないなど、一部職員の勤務形態を反映しにくい面があり、当該部署では誤記入、訂正が散見される。出勤簿のあり方について検討をお願いしたい。

これまで複雑であった記載方法を一部見直し、平成24年1月から「出張」時は、「出張」と記載し押印することになりました。出勤・退勤時刻記載等につきましては近隣市町村の取扱いを調査しながら、今後検討してまいります。

(8) 低入札価格工事について

一般競争入札に関する低入札価格調査委員会の審査は前年度より金額1,000万円以上の工事を対象としている。上半期に同委員会で審査された一般競争入札工事は、1業者1工事であった。

当該工事については、所定の手続きで落札が承認され、工事品質確保のための監理が行われた。

引き続き適正な入札制度の執行に努めます。

(9) 平成22年度の事務事業評価について

平成22年度に実施した179の事務事業に関する結果報告書が公表された。多くの事業の総合評価は妥当性、公平性、効率性、達成度がおおむね妥当なものとして“現状維持”と評価されている。一方で、事務事業評価自体の評価が2年連続“手法改善”とされていること、達成度の記載で目標数値を高めに設定したことにより目標未達となり、評価が低く表示されているものが散見されるなどの課題も見受けられる。

限られた資源を効率的、効果的に活用するための判断資料として作成している資料であるため、事業の取捨選択や手法変更の判断になじまないものは評価対象外とすることも考えられる。

目標数値は現状を踏まえ、無理はないか点検の上、設定してまいります。

また、評価対象範囲についても事業内容を再点検し判断してまいります。